## 議案第11号

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を 別紙のとおり制定する。

令和4年12月2日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 例

第1条 匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年匝瑳 市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のよう に改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から 適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前 の匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給 された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(参考)

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第1条関係)

故 正 前	第1条~第3条 略       (期末手当)         第4条 略       (11年)	<ul> <li>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の 月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匝瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匝瑳市条例第45号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。 (1) ~ (4) 略</li> <li>以下 略</li> </ul>	
改         正         後	第1条~第3条 略(期末手当)第4条 略	<ul> <li>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匝瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匝瑳市条例第45号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。(1)~(4)略</li> <li>以下略</li> </ul>	

(参考)

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第2条関係)

改 正 前	第1条〜第3条 略 (期末手当) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の 月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の222.5を乗じて得た額で100分の30名をの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 とし、その支給方法については、匝瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匝瑳 市条例第45号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。 (1)~(4)略 以下略
故 正 後	第1条~第3条 略 (期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の 月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>10</u> 0分の217.5を乗じて得た額に、基準目以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 とし、その支給方法については、匝瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匝達 市条例第45号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。 (1)~(4) 略 以下 略